◆参考資料「自治基本条例に関するおもな規定内容について」

項目名	15月24.4.1以降に住民日泊(まら)入り)基本末例を制定し 項目のおもな内容	た全国の自治体より挙げました。 他自治体例	
参加の権利・責務		10日石体70	1
S MAN IE 11 E 13	○市民の権利として直接規定する方法と行政の行為規 範として規定することで参加の権利を事実上保障する方 法がある。地方自治法には直接明示されていない参加 権を条例で市民の権利として認めることの政策的意味 は大きい。		
	【主な内容】		
	①参加の権利	・市民参画のもとでの基本構想、基本計画、各政策の 策定、見直しを行う。	上原市まちづくり基本条例 上原市まちづくり基本条例
	②参加権の行使	・コミュニティの推進/市:コミュニティとの協働推進 市民:コミュニティ活動への関心、自発的参加	久喜市自治基本条例
	③未成年者のまちづくりに参加する権利	・審議会等(他に公聴会・懇話会)への委員としての参画	瑞穂市まちづくり基本条例
	④まちづくりに参加する権利の拡充	・アンケート調査等における意見発言	瑞穂市まちづくり基本条例
		・ワークショップ等、一定の課題について集団で検討 作業を行うことへの参画	瑞穂市まちづくり基本条例
7 B 11 # 7 / 14 # 15	⑥市長の責務	・基本構想、個別行政分野等の基本計画策定への参 画機会保障	瑞穂市まちづくり基本条例
意見公募手続制度	○重要な施策や計画策定にあたり、事前に市民の意見を聴くことで、市民参加の推進、政策形成における公正性・透明性の向上に資するもの。		
	【主な内容】 ①意見提出手続(パブリックコメント)、政策・計画・条例 を対象	例)皆様のお知恵をお借りします!	近江八幡市協働のまちづくり基本条例
	②広く市民の意見・提案等を聴取する制度	〜協働のまちづくりをめざして〜 歳入確保のための市民提案事業	
附属機関等への参加	○政策決定に大きな役割を果たす附属機関への参加を 条例で保障し一般化する。		
	○従来は、学識経験者や各種団体の長などから選任する場合が主であったが、近年は、市民の参画を促進するため、公募という手段をとる場合が増えてきている。		
	【主な内容】 ①住民参加の原則(公募による市民委員を加えるよう 努めなければならない)	・まちづくり推進委員会	近江八幡市協働のまちづくり基本条例
	②市民委員の公募(参加機会の拡充と任命過程の透明 化を図る。)	・まちづくり基本条例推進委員会	瑞穂市まちづくり基本条例
	③委員の構成(男女比、年齢、職種、地域性等)		
	④市民委員会の設置(条例が絵に描いた餅にならないように、条例に基づく市民自治を推進するための委員会設置)		
住民投票に関する規定	○住民投票制度とは、一定数以上の署名を集めて市政 運営上の重要事項について住民投票を実施するという 制度。		
	○住民投票は条例に根拠を置き、実施されるが、住民の意思を確認する必要が生じた都度、案件ごとに条例を制定する「個別設置型条例」に根拠を置くものと、あらかじめ住民投票の対象となる事項や発議の方法などを条例化しておく「常設型条例」に根拠を置くものがある。		
	【主な内容】		
	①住民投票規定を盛り込むが、事実上はなんら新しい制度を創設しないかたち	・別に条例で定める	
	②地方自治法の定める直接請求制度を確認するのみ のもの	・ <u>中民</u> 投票 市政の重要事項について、条例で定めるところにより市民投票を実施 市民投票の請求:総数の1/50の連署 議員は定数の1/12の賛成により、市民投票の実施 に必要な事項を定めた条例の制定を発議することが	米子市民自治基本条例
	③住民投票制度の要件まで規定するもの	できる。 ※地方自治法(第10条)の「住民」と同じ意味「米子市の区域内に住所を有する者」現に住所を有していれば、住民票の有無や国籍を問わない。(自治条例上での定義はしない)	
都市内分権の推進	映される施策等を講じる。 (多様化・高度化する地域課題に、行政がきめ細かく対 応することは事実上困難になっている。地域住民と行政	・市民による自治を拡充し、共働によるまちづくりを推進するため、地域の住民の意思を市政に反映するとともに、地域のことは地域の住民が自ら考え実行するための施策を講じる。	豊田市まちづくり基本条例
	がまちづくりのパートナーとして、適切な役割分担によって課題を解決していくことができるよう、具体的な仕組みのあり方を検討する必要がある。)	・地域における自主的かつ自律的な活動に対する支援、都市内分権に向けた取組の推進	大分市まちづくり自治基本条例

地域自治区の設置	市町村が、その区域内の地域に、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため条例により設置される(地方自治法202条の41項)自治・行政組織の一つ。尚、その市町村の全域に設置しなければならず、一部の地域のみに置くことはできない。(地域協議会等)	・都市内分権を推進するため、別に条例(豊田市地域 自治区条例)で定めるところにより、市長の権限に属 する事務の一部を担い地域の住民の意見を反映させ つつこれを処理する地域自治区を設置	
		・学区まちづくり協議会 学区内のまちづくり推進 市事業の一部を委ねることができる 市は活動に対し必要な支援を行う コミュニティセンターに活動拠点を置く ※地域の実情や課題を踏まえ、その解消に向けた 地域まちづくり計画を策定し、その計画に基づく 事業を展開することにより、地域の抱える課題解 決と住みよい地域づくりの実現を目指す。	近江八幡市協働のまちづくり基本条例